

中津市 道路附属物等長寿命化修繕計画



横断歩道橋（是則跨線橋）



大型加圧ト（田口IC函渠）

令和元年 12 月
（令和 6 年 3 月一部改訂）

大分県中津市

目次

1. 長寿命化修繕計画策定の背景・目的

- 1) 背景
- 2) 目的

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

- 1) 健全度の把握の基本的な方針
- 2) 日常的な維持管理に関する基本方針

4. 対象施設の長寿命化及び修繕・再構築に係る費用の縮減に関する基本方針

5. 今後の点検・修繕計画

- 1) 点検計画期間
- 2) 対策の優先順位の考え方
- 3) 施設の状態・対策内容・実施時期（予定含む）・対策費用

6. 計画策定担当部署

7. 道路附属物等長寿命化修繕計画（個別施設計画） 対象施設一覧表

8. 施設位置図

1. 長寿命化修繕計画策定の背景・目的

1) 背景

・中津市が管理する道路附属物等は現在、横断歩道橋が1橋、大型カルバートが1施設あり、特に横断歩道橋については2024年時点で建設後55年を経過する高齢化施設となります。横断歩道橋は鉄道を跨ぐ跨線橋であるため、施設の高齢化により鉄道機能に重大な被害を及ぼす恐れがあり、大型カルバートについても地域高規格道路中津日田道路を跨ぐ施設であるため、維持修繕更新費の増加も懸念されます。

このような背景から、今後、増大が見込まれる道路附属物等の修繕に要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠です。

2) 目的

・道路および鉄道交通の安全性を確保するために、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化によるコスト縮減を図ります。

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

道路区分	1級市道	2級市道	その他市道	合計
全管理施設数	1	0	1	2
計画対象施設数	1	0	1	2
横断歩道橋施設数	0	0	1	1
大型カルバート施設数	1	0	0	1

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

・健全度の把握については、施設の建設年度等を十分考慮して実施するとともに、下記点検要領にもとづいて定期点検を行い、施設の損傷を把握します。

- ・大分県横断歩道橋定期点検要領
(平成 28 年 7 月 大分県土木建築部道路保全課)
- ・横断歩道橋定期点検要領
(平成 31 年 2 月 国土交通省道路局)
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領
(平成 31 年 2 月 国土交通省道路局)

2) 日常的な維持管理に関する基本方針

・施設を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール清掃などの実施を徹底します。

4. 対象施設の長寿命化及び修繕・再構築に係る費用の縮減に関する基本方針

1) 老朽化対策における基本方針

・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・再構築に係る事業費の大規模化および高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

2) 新技術等の活用に関する基本方針

・施設の法定点検や修繕等の実施にあたっては、新技術情報提供システム(NETIS)や点検支援技術性能カタログ(案)などを参考に、点検・修繕を行う全ての施設で新技術の活用を検討し事業の効率化やコスト縮減を図ります。
令和10年度までに大型カルバート1施設で新技術を活用した点検を実施し、約10万円の点検費用削減を目指します。

3) 集約化・撤去等費用の縮減に関する基本方針

・修繕が必要となった施設について、代替路の有無や利用頻度を踏まえて、集約化・撤去等を検討し、維持管理費用の縮減に努めます。

令和7年度までに1施設の撤去を実施し、点検・修繕に係る約250百万円の維持管理費用削減を目指します。

5. 今後の点検・修繕計画

1) 点検計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とします。
 なお、点検結果を踏まえ、必要に応じて計画を更新します。

→ 【個別施設計画の対象】
 新要領(H26.6)からの点検サイクル

	点検計画									
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
〇〇横断歩道橋				点検					点検	
〇〇カルバート								点検		

※ 図中の矢印は、R4の点検からR9の点検までの5年間の経過を示し、R9の点検結果に基づきR8で補修が行われることを示しています。

点検計画イメージ

2) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

優先順位の考え方

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高い区分「Ⅳ」と判定した施設については、緊急的に対策を実施します。

構造物の機能に支障が生じる可能性がある区分「Ⅲ」と判定した施設については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい区分「Ⅱ」と判定した施設については、今後必要に応じて対策を実施します。

3) 施設の状態・対策内容・実施時期(予定含む)・対策費用

中津市で管理する施設は、横断歩道橋N=1橋、大型カルバートN=1施設(令和5年3月31日時点)であり、横断歩道橋については平成29年度に点検を実施。その結果は、判定区分「Ⅲ」の早期措置段階となっています。また、大型カルバートについては、令和3年度に点検を実施し、判定区分「Ⅱ」の予防保全段階となっています。

各施設において個別施設計画対象施設一覧表にもとづき点検・修繕を予定していますが、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

施設ごとの状態・対策内容・実施時期(予定含む)・対策費用については、別紙個別施設計画対象施設一覧表のとおりです。

判定区分	Ⅰ:健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	Ⅱ:予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	Ⅲ:早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	Ⅳ:緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態。

※ 本計画における対象施設は横断歩道橋および大型カルバート各1施設のみ(令和4年3月31日時点)であるため、5年毎の点検結果にもとづいて対策の必要性を判断し、維持および修繕を行います。

6. 計画策定担当部署

中津市役所 建設部

TEL : 0979-22-1111 (代表)

TEL : 0979-22-1121 (建設政策課直通) 、 0979-62-9025 (建設土木課直通)

FAX : 0979-22-1449

7.道路附属物等長寿命化修繕計画(個別施設計画) 対象施設一覧表

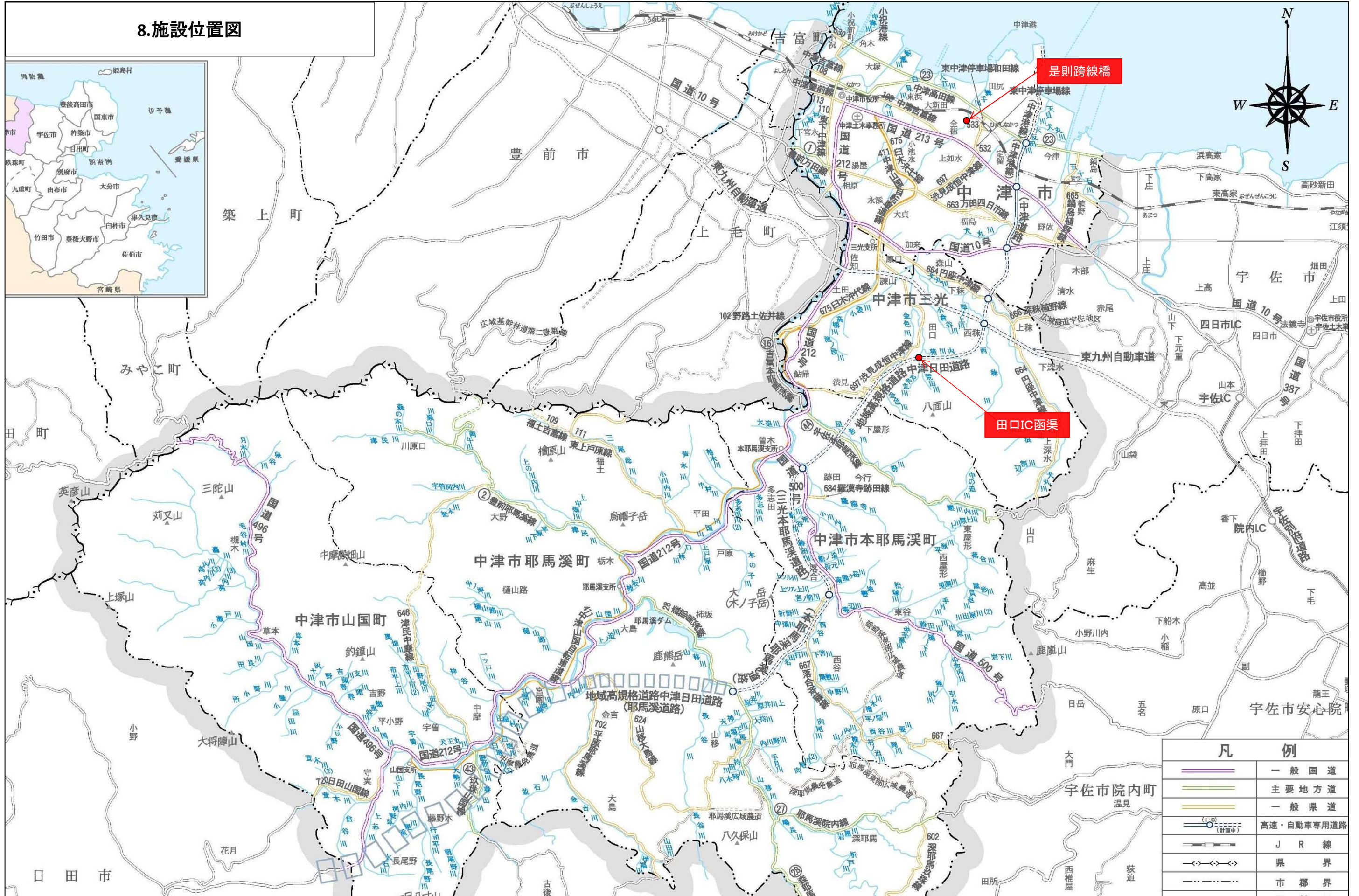
令和4年3月31日現在

番号	管理区分	対象施設	施設名	路線名	建設年度 (西暦4桁)	構造 形式	延長 (m)	幅員 (m)	点検計画										判定 区分	修繕計画 (△: 設計、○: 工事)										対策内容	対策費用(千円) 工事費・委託費	備考欄							
									R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10										
1	中津本庁	横断歩道橋	是則跨線橋	市道東中津和田停車場線	S44:推定 (1969)	鋼橋	55.5	1.5		○						○																				撤去	65,000	交差施設:JR日豊本線	
2	三光支所	大型カーブ	田口IC函渠	市道八面山線	H29 (2017)	RC函渠	15.7	10.5			○					○																				ひび割れ補修工・ 断面修復工等	3,000	交差施設:中津日田道路	

平成26年度以降判定区分

I:健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II:予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III:早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV:緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

8.施設位置図



凡 例	
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	高速・自動車専用道路
	J R 線
	県 界
	市 郡 界